



(2019年2月1日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 第7回社会保障審議会年金部会の開催について

2019年（平成31年）1月30日、第7回社会保障審議会年金部会が開催されました。同部会において、企業年金に関する検討課題と今後の取組み等について報告されておりますので、ご案内申し上げます。

### 概要

議題「私的年金に関する検討について（社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催）（報告）」の中で、事務局である厚生労働省より、拠出限度額を含む拠出時・給付時の仕組みや企業年金等のガバナンスなど、私的年金に関する主な検討課題が挙げられ、今後、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（企業年金部会を改組）において、企業年金・個人年金制度全般の見直しについて議論を開始すると報告されました。

この報告に対し、委員の一人から「公的年金と私的年金等は一体で検討していく必要があり、今後、年金部会でも議論の機会を持つべき」という趣旨の発言がありました。

今後、社会保障審議会企業年金・個人年金部会での企業年金等に係る議論だけでなく、年金部会においても、公的年金と企業年金等との関係性を踏まえ、どのような議論が行われるか注目されます。

なお、審議会の資料については、下記のURL（厚生労働省のHP）においてご確認ください。（本ニュース2頁目にも、上記報告資料の一部を抜粋しています。）

### 第7回社会保障審議会年金部会資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00006.html)

### 資料4 私的年金に関する検討について（社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000475826.pdf>

## (参考) 私的年金に関する主な検討課題

○ 企業年金・個人年金については、2016（平成28）年の制度改正において、企業年金の普及・拡大や個人型確定拠出年金の拡大等を図った。施行後5年の見直し検討規定が置かれている。

○ 先の改正では、確定拠出年金（DC）の加入可能年齢や受給開始可能年齢など、拠出時・給付時の仕組みについては、引き続き議論が必要であり、今後の検討課題とされた。

○ 一方で、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた対応等が、公的年金、私的年金ともに必要となっている。

○ また、税制面においても、高齢期に備えた資産形成に関する包括的な議論が本格化することが見込まれており、これらも念頭において検討が必要となっている。

○ 以上を踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（※）において、企業年金・個人年金制度全般の見直しについて、議論を開始する。

※企業年金部会を改組

### 【主な検討課題】

○ 人生100年時代を見据えた制度設計

－ 加入可能年齢

－ 拠出限度額

－ 受給開始可能年齢

など、拠出時・給付時の仕組み

○ 企業年金の普及・拡大

－ 中小企業施策

－ 柔軟で弾力的な設計など

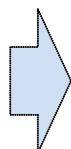
○ 働き方・ライフコースの多様化への対応

－ 個人型DCの普及・改善

－ ポータビリティなど

○ 資産運用

○ 企業年金のガバナンス  
など



第7回社会保障審議会年金部会資料より

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】 03-5404-3081